

第4次男女共同参画基本計画 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、一層多様化する暴力に対して迅速かつ的確に対応することが必要である。
- 被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である。



施策の実施

具体的な取組

1. 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・女性に対する暴力の実態が的確に把握できる
- ・データの在り方の検討、
・広報・周知方策

など

2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・配偶者暴力防止法の平成25年改正後の施行状況
- ・地域社会内での加害者更生プログラムの実態の把握や今後の在り方
- ・被害者への支援の拡充

など

3. ストーカー事案への対策の推進

- ・被害者の支援ニーズに応じた、
切れ目のない被害者支援の推進
- など

4. 性犯罪への対策の推進

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- ・性犯罪の罰則の在り方についての法制審議会の審議結果を踏まえ、性犯罪への厳正な対処に係る残された課題

など

5. 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・被害児童に対する二次被害の防止に配慮した事情聴取

など

6. 売買春への対策の推進

- ・関係法令の厳正な運用と取締りの強化
- ・売買春からの女性の保護と社会復帰支援の充実

など

7. 人身取引対策の推進

- ・「人身取引対策行動計画2014」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進

8. セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・相談体制の整備など雇用・教育・研究・医療・スポーツ分野等の場における防止対策の推進

など

9. メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・メディアリテラシー向上のための取組の促進
- ・自主規制等の取組の推進

など

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)	男性：16.6% 女性：50.3% (平成26年)	男性：30% 女性：70% (平成32年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)	男性：30.4% 女性：34.3% (平成26年)	男女とも70% (平成32年)

項目	現状	成果目標 (期限)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 (平成27年11月)	150か所 (平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 (平成27年11月)	各都道府県に 最低1か所 (平成32年)

*成果目標として、行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数を初めて設定。

現 状：25か所(平成27年11月)ー

北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県

成果目標：各都道府県に最低1か所(平成32年)

未設置(平成27年11月)ー

青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、奈良県、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

第4次男女共同参画基本計画(抄)

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 4. 性犯罪への対策の推進

「(ア) ワンストップ支援センターの設置促進」

「① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。」

3/23 女性に対する暴力に関する専門調査会での議論を踏まえた意見・要望等

- 1) **ワンストップセンター設置促進** : 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進するなど性犯罪への対策を総合的に推進すべき。その際、ワンストップ支援センターの設置状況について更に調査し、実証的調査研究事業も含め、自治体への支援の在り方を検討すべき(設置のノウハウ提供や広報だけでなく、運営に係る支援も含めて検討すべき)。また、ワンストップセンターが現在未設置の自治体については、その理由を含め調査すべき。
- 2) **性暴力被害者の心のケアの充実** : 基本計画74頁では、医療費・カウンセリング費用の助成の検討について記載されているが、さらに民間団体等によるカウンセリングなど精神的ケアの支援を実施できるように検討すべき。
- 3) **配偶者等からの暴力(DV)の被害者等への支援** : 被害者への支援体制の充実はもとより、加害者更生に向けた取組を具体化すべき。その際、警察等との連携に留意すべき。また、子に対する面接交流の実態等も調査すべき。
- 4) **ストーカー事案等への総合的な対策** : 2016年3月17日警察庁発表によれば、DVの被害が最多の6万件的のほか、ストーカー被害2万件、リベンジポルノ相談1143件となっており、新たな動向に注目しつつ総合的な対策に取り組むべき。
- 5) **性犯罪の罰則の在り方** : 現在調査・審議を行っている法制審議会の答申が得られた場合には、法改正を含む必要な措置を講ずるべき。
- 6) **暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方・実態把握のための電話相談** : 従来の犯罪白書等を含め、性暴力被害や配偶者等からの暴力などに関するデータを分析するための手法や統計等について、詳細に調査研究する必要がある。また、平成23年2-3月に実施して大きな成果を得た パープルダイアルのような24時間対応の電話相談等についても検討すべき。
- 7) **広報・周知方策の在り方** : 女性に対する暴力の被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討すべき。特に、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図るべき。(リベンジポルノ、デートDVなど、法改正等の内容を周知徹底させることが急務である。)